

# 1. 特定子ども・子育て支援施設等の確認

## (1) 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、施設等利用給付を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

## (2) 対象施設等に求める基準について

対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

- ア．認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業  
学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- イ．認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業  
内閣府令で定める基準を適用

認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は、現行の地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定める。

対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準

対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては、各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要。

対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。

- ・ 教育・保育等の提供の記録
- ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
- ・ 領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付
- ・ 秘密保持
- ・ 諸記録の整備

子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

## (3) 「確認」に関する事務について

- 「確認」に関して、市町村が行う事務としては、子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。

対象施設等からの確認申請・受理・審査（変更・辞退を含む。）、公示  
必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督（勧告、命令、取消）

- できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、以下の措置を講じることが可能。

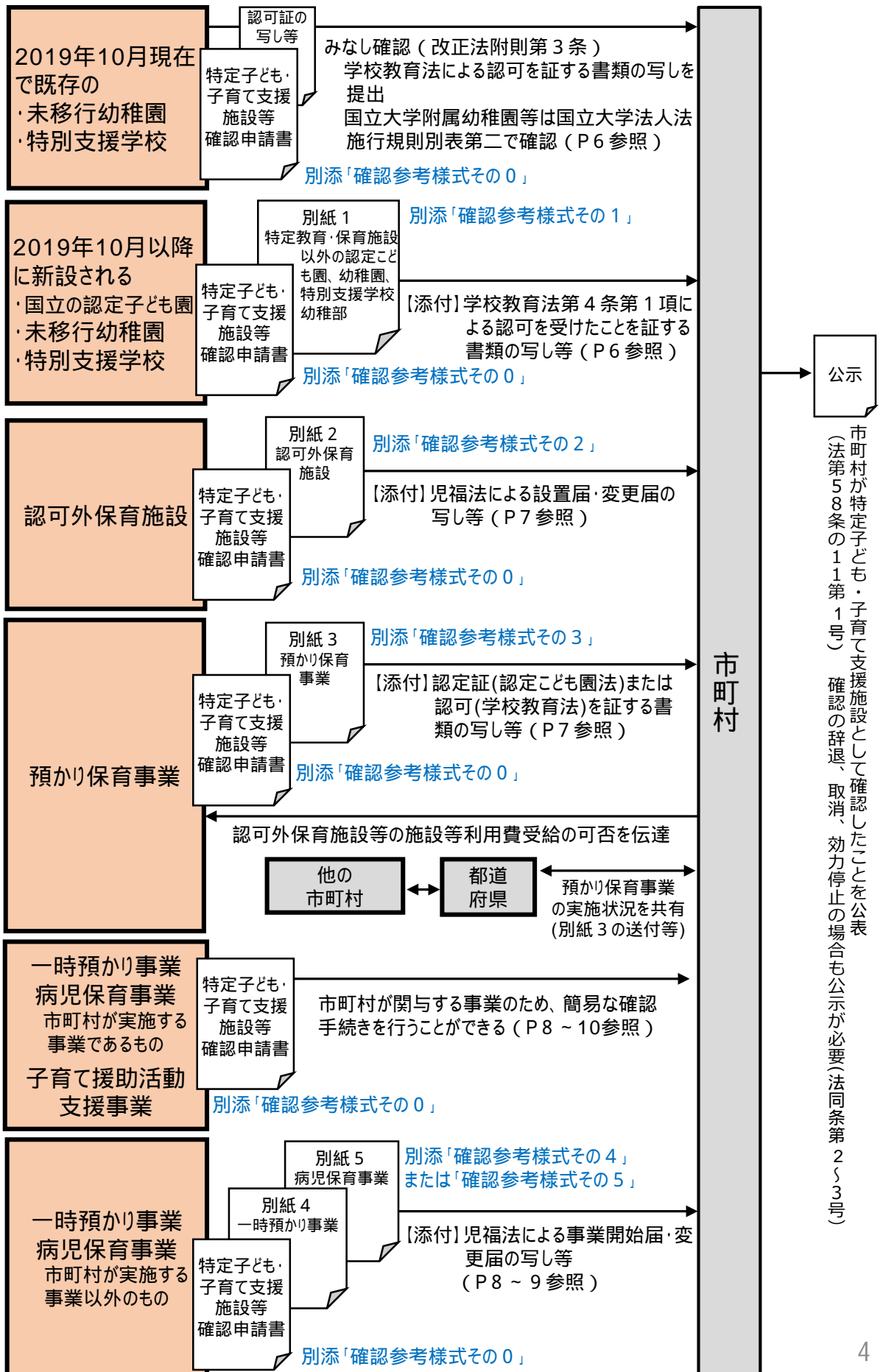
既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす（改正法附則第3条）。

例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する（法第58条の12）。

自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により、申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

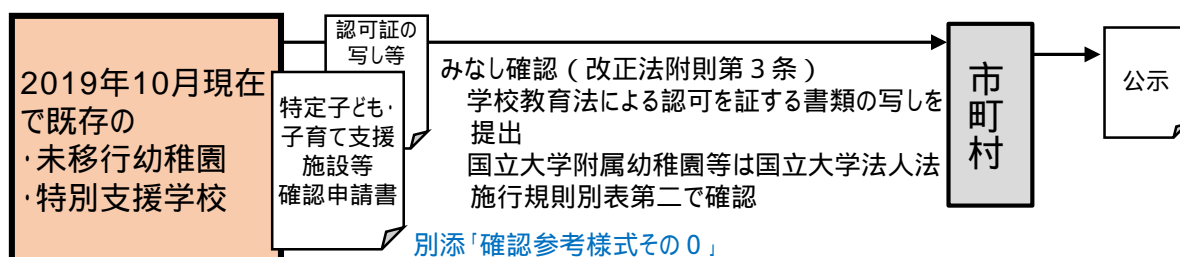
- 認定保護者は、市町村長が「確認」した特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合に、施設等利用費が支給される。このため、市町村は、特に2019年10月1日までに、管轄地域内に所在する施設・事業者には、遅滞なく確認申請書の提出を求め、確認を行い、公示することが必要である。

# 確認の全体像



## (4) 「確認」の内容について

### 2019年10月現在で既存の未移行幼稚園・特別支援学校

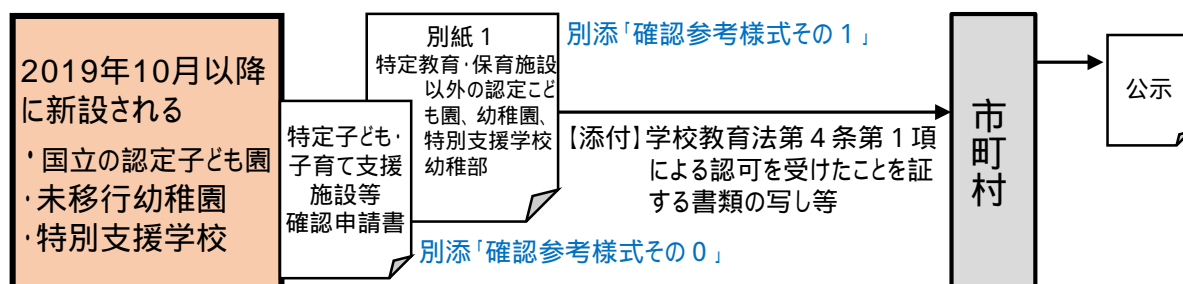


#### [みなし確認の対象]

改正法附則第3条のとおり、未移行幼稚園・特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要であるが、市町村は最低限度、法の施行日までに「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と、学校教育法による認可を証する書類の写しの提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えない。

国立大学附属幼稚園等は国立大学法人法施行規則別表第二で確認する。

### 2019年10月以降に新設される国立の認定こども園・未移行幼稚園・特別支援学校



2019年10月以降（法施行後）に新設された認定こども園（国立）・新設未移行幼稚園・特別支援学校は、改正法附則第3条のみなし確認の対象にはならず、適法な認可がなされた施設・事業かどうかを確認する必要がある。

これら施設は、都道府県に学校教育法に基づく認可の申請を行う（私立園）とともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部（別添「確認参考様式その1」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

#### [特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] 全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

#### [特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] 全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

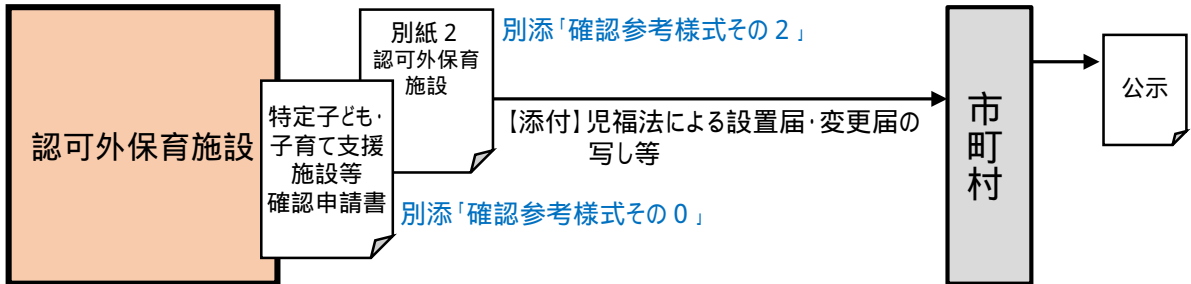
#### [別紙1において確認する事項]

- 1 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 2 運営に関する事項（開園曜日、開園時間、認可定員等、利用料金等、職員配置の状況）

#### [別紙1に添付する書類]

- 1 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し（国立大学法人立は不要）
- 2 園則（学則）
- 3 職員体制一覧（職員の勤務の体制及び勤務形態）

## 認可外保育施設



認可外保育施設は、都道府県に児童福祉法に基づく事業開始の届出を行うとともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙2 認可外保育施設（別添「確認参考様式その2」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、児童福祉法に基づく届出がなされており、また法施行規則（内閣府令）に定める基準を満たした施設かどうかを確認する必要があるが、法施行後5年間は、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認すれば足る。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる認可外保育施設が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙2の内容から、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

### [特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] 全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

### [特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] 全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

### [別紙2において確認する事項]

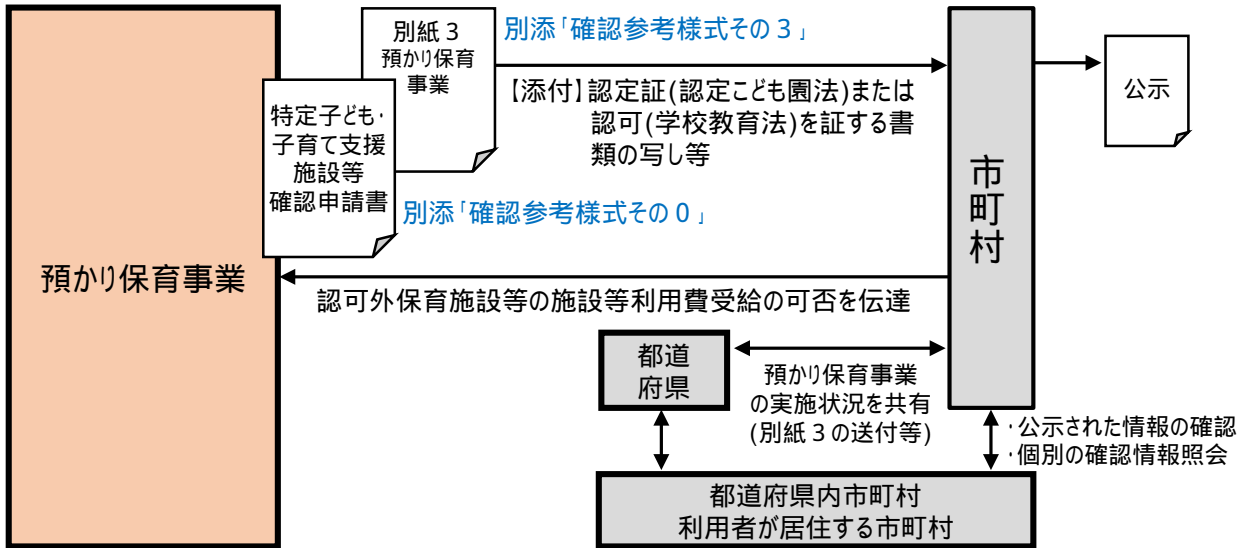
- 1 届出等に関する事項（届出年月日、設置(予定)年月日、指導監督基準を満たす証明書の有無など）
- 2 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 3 運営に関する事項（開所時間・保育提供可能時間、提供するサービス内容、利用料金等、入所定員、職員の配置）

### [別紙2に添付する書類]

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し  
（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類



## 預かり保育事業



預かり保育事業は、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙3 預かり保育事業（別添「確認参考様式その3」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、預かり保育事業が幼稚園教育要領等に基づき実施されていることを確認するが、認可権者による指導監督により同基準が満たされていることを前提とした確認で足りる。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる預かり保育事業が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙3の内容から、預かり保育事業が幼稚園教育要領等に基づき実施されていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

市町村は預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む）、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上の子育て支援施設等が予定されているかを確認し、当該園を利用する認定保護者が、当該預かり保育事業のほか、認可外保育施設等を利用した場合に、その利用を施設等利用給付の対象とすることが可能かどうかを通知する。市町村は、確認申請書の写しを市町村から都道府県に送付し、都道府県と預かり保育事業の実施内容について情報を共有する。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] 全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] 全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

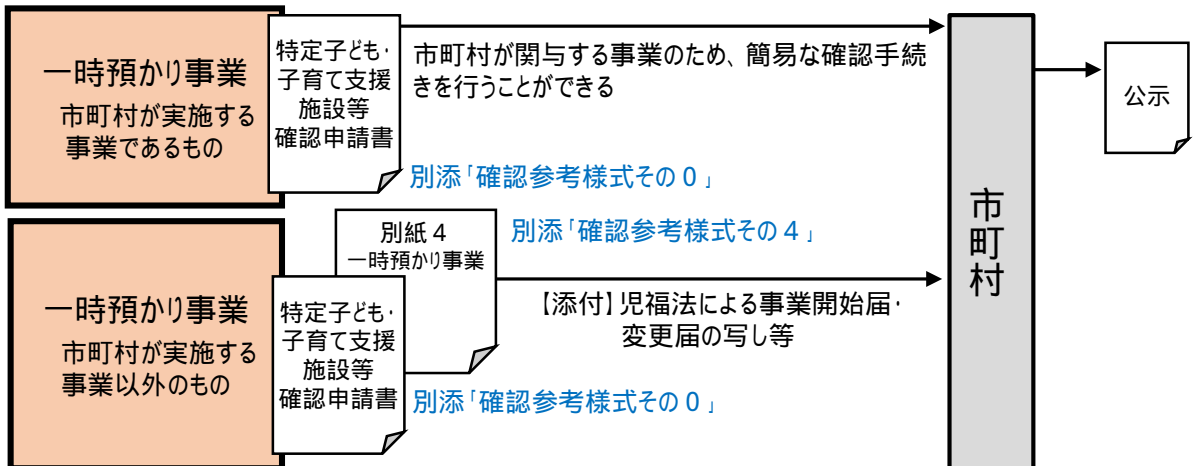
[別紙3において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種別、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（預かり保育事業の利用児童数及び職員配置）
- 3 事業の実施状況（預かり保育事業の実施時間、預かり保育事業の年間実施日数、食事・おやつ提供の有無等）
- 4 利用料金（預かり保育事業の料金、食事代及びおやつ代）
- 5 設備・面積

[別紙 3 に添付する書類]

- 1 認定こども園...認定こども園法第 17 条第 1 項の規定による認可又は認定こども園法第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し  
幼稚園、特別支援学校...学校教育法第 4 条第 1 項による認可を受けたことを証する書類の写し  
国立大学附属幼稚園等は国立大学法人法施行規則別表第二で確認。
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの）
- 4 施設の図面（預かり保育事業の実施場所を明示したもの）

一時預かり事業



一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託を受けた者が実施する事業である場合は、簡易な確認手続きで足る。例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられる。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける（別紙 4 の提出は求めない）手法が考えられる。

一方で、市町村が実施する事業ではない場合は、児童福祉法に基づき、都道府県に一時預かり事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要がある、市町村は施設・事業から「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」と「別紙 4 一時預かり事業(別添「確認参考様式その 4」)」の提出を受ける。

なお、幼稚園等で行う一時預かり事業は預かり保育事業として確認の申請が必要なため、一時預かり事業としての確認申請は不要である。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] 全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] 全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第 58 条の 10 第 2 項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

[別紙 4 において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種別、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（職員の定数及び職務の内容、利用定員、利用料金）

[別紙 4 に添付する書類]

- 1 児童福祉法第 34 条の 12 の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し  
（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット